

2021 年度春期

スーパーバイザー士筆記試験

2021 年9月7日（火）実施

11:20～12:20

2. 法律・労務管理

（該当講義 講義⑪、⑫、⑬）

答案作成上の注意

- ◇ 解答用紙の所定の欄に氏名を記入してください。
- ◇ 係りの合図があるまではこの表紙をあけないでください。
- ◇ 解答は解答用紙に記入してください。
- ◇ 試験時間は60分です。
- ◇ 試験開始後30分で退出できます。
- ◇ 退出される際には、出入口にいる事務局員に解答用紙を提出してください。
- ◇ 再入場はできません。



一般社団法人

日本フランチャイズチェーン協会

【問題1】配点20点（各1点）

次の文章のうち、正しいものには○を間違っているものには×を記入してください。

1. 国民一般に適用される一般法は、特定の人や事項等に限定して適用される特別法に優先して適用される。
2. 国家や地方公共団体と私人の事柄に関する法律も、私人同士の事柄に関する法律も全て私法である。
3. 効力は、憲法、法律、政令、条例、省令の順に強い。
4. 法令用語（例えば、「及び」や「並び」）や法律用語（例えば、「善意」という用語で、法律的には単に「知らないこと」であるが、日常用語的には、「他人のためを思う親切心」である）の特殊な意義を考慮するとしても、用語の通常の意味に従い、文章を文法に従って解釈することを類推解釈という
5. 契約書を作成することによる主な効用は、内容確定力と証拠力である。
6. 民法の三大原則とは、権利能力平等の原則、所有権絶対の原則および契約自由の原則のことである。
7. 法的三段論法とは、大前提（法規範）と小前提（具体的事実）から結論を導き出す推論方法である。
8. 会社法上の会社は、有限会社・合資会社・合同会社（これら3つを併せて「持分会社」という）・株式会社の4種類である。
9. 定款で別段の定めがある場合を除き、会社の業務を執行し、他に代表取締役を定めないうが、会社を代表する機関は、取締役である。
10. 会社における業務執行に関しては相当の裁量・権限を有するものの、法的には会社の機関・取締役ではなく、重要な使用人（従業員）のことを執行役という。
11. 商標の機能は、価格表示機能、品質保証機能及び広告機能である。
12. 中小企業基本法は、フランチャイズにつき、加盟希望者に対する法定開示書面の交付及び説明を義務付けている。
13. フランチャイズ契約の内容として当事者の一方からの契約の更新拒絶による期間満了による終了が規定されていれば、当事者の一方的な更新拒絶に正当な理由や合理的な理由がなくとも、フランチャイズ契約は期間満了により終了することとなる。
14. フランチャイズ本部が、加盟者の募集に当たり、重要な事項について、十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行い、これらにより、実際のフランチャイズ・システムの内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引する場合には、不公正な取引方法の一般指定の第8項（ぎまんの顧客誘引）に該当する。
15. 連帯保証契約とは、連帯保証人が主たる債務者と連帯して保証債務を負う保証をいうが、あくまでも保証人であるため、債権者は、主たる債務者への請求より前に、連帯保証人に請求をすることはできない。
16. ファイナンスリース契約（リース契約）では、リース期間中におけるユーザー（賃借人）からの解約は認められない。

17. 割賦販売契約とは、売主以外の第三者（信販会社、メーカー系クレジット会社、銀行等）が売主（クレジットカード加盟店）から商品を購入できるクレジットカード等を買主に交付し、買主がクレジットカード等を使って売主から商品を購入するときは、売主以外の第三者が売主に対し、その購入代金を買主の代わりに弁済（立替払）したうえで、買主からその購入代金をあらかじめ定められた時期までに受領する形態の取引のことをいう。
18. 加盟店の店舗について、店舗の所有者（賃貸人）とフランチャイズ本部（賃借人）との間で賃貸借契約を締結した後、フランチャイズ本部（転貸人）と加盟者（転借人）との間で転貸借契約を締結するとき、店舗の所有者である賃貸人の承諾は不要である。
19. ノウハウは、秘密管理性、有用性及び非公知性の3つの要件が満たされる場合、営業秘密として不正競争防止法により保護される。
20. 定期建物賃貸借契約は、書面により契約を締結しなくともよい。

【問題2】配点10点（各2点）

各文章を完成させるため、() 内にあてはまる言葉を下記の語群から選択し、該当するア～ナの記号を解答欄に記入してください。

1. 納入業者（洋菓子店などの小売業者）が、販売業者（デパートなど）の名称及び営業統制の下、販売業者の店舗の一部に商品を搬入し、また管理して、消費者に対する商品販売を行うという形態を（ ① ）という。この（ ① ）の販売形態では、商品の所有権は、納入業者が販売業者の店舗に商品を搬入した時点では販売業者に移転しない。納入業者の従業員が販売業者の店舗において消費者に対して商品を販売した時点で、その商品の所有権は、納入業者から販売業者を経て消費者に移転する（販売業者が納入業者から仕入れたこととされ、販売業者から消費者に販売されたことになる）。売れ残った商品の所有権は、納入業者が有したままである。
2. フランチャイズ契約においては、契約継続中およびその終了後にそのフランチャイズ・チェーンの営業と同様または類似の営業を行ってはならない旨、また、他の類似の営業のフランチャイズ・チェーンに加盟してはならない旨などを定める（ ② ）が置かれることが多い。このような（ ② ）は、フランチャイザーから提供されるノウハウの保護という観点からまずその目的・趣旨を理解することができるが、同時に、フランチャイザーの商圏（顧客）の確保・保護のためのものとしても理解できるものである。
3. フランチャイズ契約締結の場面において、法律・経営上の事項について双方の（ ③ ）・知識力に格差があり、一方に偏在している（ ③ ）・知識が他方当事者の契約締結の意思決定についての判断を左右するようなことになる場合は、フランチャイズ本部は、（ ③ ）・知識を有さない者である加盟希望者に対する客観的・的確・正確・適正な（ ③ ）を開示・提供すべき（ ③ ）開示提供義務が課されることが裁判上一般に認められている。フランチャイズ契約締結の場面において、法律・経営上の事項について双方の（ ③ ）・知識力に格差があり、一方に偏在している（ ③ ）・知識が他方当事者の契約締結の意思決定についての判断を左右するようなことになる場合は、フランチャイズ本部は、（ ③ ）・知識を有さない者である加盟希望者に対する客観的・的確・正確・適正な（ ③ ）を開示・提供すべき（ ③ ）開示提供義務が課されることが裁判上一般に認められている。
4. フランチャイズ契約の法的性質として、（1）加盟者が商標およびノウハウの使用許諾（ライセンス）を受けるという点では、（ ④ ）的要素がある。その他、（2）加盟者はフランチャイズ本部により指定された一定の商品の販売およびサービスの提供を契約により義務付けられているという点でフランチャイズ本部を委任者と考えうる準委任的要素が認められ、また、（3）フランチャイズ本部は加盟者に対して使用許諾（ライセンス）をするノウハウについて継続的に改良・開発する義務を負い、その改良・開発されたノウハウを継続的に提供する義務を負い、また、その改良・開発されたノウハウを加盟者に伝達するために、加盟者およびその従業員の訓練等を行うなどの経営に必要な指導・援助をすることが義務付けられるという点では、加盟者を委任者と考えうる準委任的要素がある。そして、（4）付随的な要素として、加盟者がフランチャイズ本部から継続的に一定の商品や材料を購入するという点では、（ ⑤ ）的要素がある。

ア 職務専念義務	イ ノウハウ保持義務	ウ 善管注意義務
エ 秘密不正使用禁止義務	オ 競業禁止義務	カ 秘密保持義務
キ 販売委託（委託販売）	ク 信用購入あっせん	ケ 賃貸借
コ リース（ファイナンスリース）	サ 消化仕入（売上仕入）	シ 営業委託
ス 使用貸借	セ 準消費貸借	ソ 継続的売買
タ 資金力	チ 営業力	ツ 立替払
テ 割賦販売	ト 情報	ナ ノウハウ

フランチャイズ契約の基礎知識と法律問題

【問題3】 配点15点（各3点）

次の文章の（ ）の中に、下の語群から選んで、文章を完成させて下さい。

フランチャイズ契約とは、当事者の一方(フランチャイザー)が相手方(フランチャイジー)に対し、自己の商標その他の営業の象徴となる（ A ）および（ B ）を用いて、同一の（ C ）のもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、その権利を（ D ）に行使できるように指導・援助することを約束し、相手方がその対価を支払い、その指導・援助に従って事業を行うことを（ E ）ことによって成立する契約である。

キャッチフレーズ	イメージ	特許	適切
経営ノウハウ	標識	自由	組織
約束する	契約書にする		

【問題4】 配点15点（各3点）

フランチャイズ契約の締結前にフランチャイザーからフランチャイジーに対してなされる売上額の予測に関する説明で、正しいものには○を、間違っているものには×を付けて下さい。

- (1) フランチャイザーは、その責任において売上額を予測する以上、実際の売上額が予測売上額より少ない場合には、その責任を免れない。
- (2) 実際の売上額と予測売上額とがいつも一致するとは限らないので、その乖離があることは致し方ないが、それも程度問題であり、おおむね実際の売上額が予測売上額の半分以下になっているのであれば、フランチャイザーは責任を免れない。
- (3) 実際の売上額と予測売上額とは、むしろ一致しないことの方が当たり前である。従って、それでフランチャイザーが責任を問われることはない。
- (4) 予測売上額は、文字どおり予測であり不確実なものである。また、実際の売上額も、フランチャイジーの経営能力や努力により変わるもので、不確実なものである。両者ともに不確実なものである以上、両者の乖離を問題にしてフランチャイザーもフランチャイジーも責任を問われることはない。
- (5) 実際の売上額と予測売上額の性質は、上記(3)及び(4)で述べたとおりである。従って、フランチャイザーは、単に両者に乖離があっただけで責任を問われることはないが、故意に予測売上額を過大に見積っていた場合に限りその責任を免れないものと考えべきである。

労務管理

【問題 5】 配点 10 点 (各 2 点)

同一労働同一賃金に関する以下の記述で正しいものは○、誤っているものは×を記入してください。

- (1)労働契約法 20 条およびパート有期労働法 8 条は同一労働同一賃金に関し、正社員と非正規社員の間の合理的な労働条件の設定を求めている。
- (2)同一労働同一賃金についての 4 つの考慮要素は、「業務の内容」「勤続年数」「職務の内容・配置の変更の範囲」「その他の事項」とされている。
- (3)同一労働同一賃金については、中小企業は現時点では努力義務とされている。
- (4)通勤手当は実費弁償であることから、正社員と非正規社員での支給基準に差異は通常、不合理とされる。
- (5)同一労働同一賃金の問題において、一つ一つの処遇毎に不合理かどうかを判断するのではなく、全体としてバランスが取れているかがポイントとなる。

【問題 6】 配点 10 点 (各 2 点)

有期労働契約に関し、空欄に入れるのもっとも適切な数字を下記から選び、それぞれ数字で記入してください。なお、同じ数字が複数回該当する場合があります。

- (1)有期労働契約の契約期間は原則として (A) 年以内に制限されている
- (2)有期労働契約の雇い止めを行うにあたり、以下の場合は 30 日前に予告を行う必要がある。
 - 1.当該契約を (B) 回以上更新している場合
 - 2.雇入れの日から起算して (C) 年を超えて継続勤務している場合
- (3)有期労働契約が反復更新され、通算 (D) 年を超えたときは、従業員の申し込みにより無期労働契約に転換される。無期転換申込権の発生を避けるためには、契約の間に原則 (E) か月以上の空白期間を空けるクーリングを設定する必要がある。

1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---

【問題 7】 配点 10 点 (各 2 点)

労働時間制度に関する以下の記述で正しいものは○、誤っているものは×を記入してください。

- (1)従業員数 10 人未満の事業所の場合、36 協定の締結・届出は求められない。
- (2)36 協定は、前年度と同内容であれば自動更新となるため、労働基準監督署に届け出る必要はない。
- (3)管理監督者は適用除外者であるので、労働時間の把握は必要ない。
- (4)労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことを言う。
- (5)労働時間の上限規制により、年間 720 時間を超える時間外労働は原則として禁止されている。

【問題 8】 配点 10 点（各 2 点）

解雇に関する以下の記述で正しいものは○、誤っているものは×を記入してください。

- (1) 解雇を行う際には、必ず 30 日以上前に予告する必要がある。
- (2) 解雇を行う際には、客観的合理性と社会相当性という 2 つの実質的要件を満たす必要がある。
- (3) 人員整理のための解雇（整理解雇）を行う際には、①必要性、②解雇回避努力、③人選の合理性、④加算退職金の支給の 4 要素の検討が求められる。
- (4) 試用期間はその人材の適性を見極める期間であるため、試用期間中であれば自由に解雇できる。
- (5) 私傷病により長期欠勤する場合には解雇事由に該当するが、通常は休職制度が適当され、その期間については解雇が猶予される。